

## PCT NEWSLETTER

2006年1月号

### PCT 規則 4.9(b)の適用

DE（ドイツ）、JP（日本）、KR（韓国）及び RU（ロシア）の官庁が当該国の指定に関して PCT 規則 4.9(b)の適用を受ける旨を国際事務局に通達しました。その結果、2006年4月1日以降に国際出願を行う場合には、願書において DE、JP、KR 及び／又は RU の指定を除外することが可能になります。ただし、国際出願が指定を除外する当該国において先に出願された国内出願に基づく優先権を主張していることが条件になります。

### 国際出願の電子出願及び処理

2006年3月1日からポーランド特許庁が電子形式での国際出願の受理及び処理を開始します。

### PCT 国際機関会合

2005年12月12日から14日まで、第12回 PCT 国際機関会合がジュネーブにて開催されました。国際調査機関及び国際予備審査機関となっている全12機関が参加し、以下の事項について検討されました。

#### ・ PCT リフォーム

主となる国際調査に加えて他の国際調査機関による補充サーチを請求できる制度について検討された他、米国より PCT 規則 11 の改正提案がありました（最小フォントサイズの拡大、カラー図面の採用）。

#### ・ 品質フレームワーク

品質管理のための報告書のテンプレート、国際機関の要件に関する PCT 規則の改正提案について検討されました。

#### ・ その他

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの更新、国際公開前に国際調査が行われない場合の分類付与、IPC リフォーム、PCT 最小限資料の総合的な見直し等について情報交換が行われました。

### PCT 最新情報

AU : オーストラリア（電子出願による減額手数料：AUD 換算額の変更）

CN : 中国（中国知的所有権庁の名称、所在地及びあて名及び電話番号の変更、インターネットアドレスの導入）

CU : キューバ（電話及びファックス番号の変更、テレプリンタ番号の削除、手数料の変更）

MN : モンゴル（PCT 条約 22 条(3)に基づく国内移行期限が優先日から 31 ヶ月に変更）

NG : ナイジェリア（ナイジェリアの一般情報が「PCT 出願人の手引き」に掲載）

US : 米国（韓国知的所有権庁を管轄国際調査及び予備審査機関に特定）

調査手数料（換算額の変更（中国知的所有権庁、日本特許庁））

### PCT-SAFE 最新情報

2006年1月1日付けの PCT-SAFE クライアントの新バージョンがリリースされました。手数料変更等に対応しています。

### 世界貿易機関（WTO）

2005年12月11日にサウディ・アラビアが WTO のメンバーとなり、WTO のメンバーは合計 149 になりました。

## IPC フォーラム

2006年2月13日、WIPO はリフォームされた IPC (IPC-2006) の公表及び発効を記念して IPC フォーラムを開催します。フォーラムに関する情報やオンライン登録は、以下の WIPO ウェブサイトからご利用になれます。

[http://www.wipo.int/classifications/ipc/en/reform/ipc\\_forum/index.html](http://www.wipo.int/classifications/ipc/en/reform/ipc_forum/index.html)

## 実務アドバイス (PCT ニュースレターに掲載された情報の検索方法)

PCT ニュースレターに掲載された情報を検索する方法はいくつかあります。

- ① PCT ウェブサイトの PCT ニュースレター・コレクション (PCT Newsletter collection : 発行年ごとに1月号から12月号までを一つにまとめたもの) を利用する方法。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/>

コレクションは発行年ごとの各号一覧ページの上方にあります (最新年を除く。各号一覧ページは“Links”内の“Browse by Year”からアクセスします)。

コレクションは各号に葉が付けられ、各号の横にある“+”をクリックすると号内の主な見出しを見ることができます。また、PDF の検索機能を利用してワード検索することもできます。

- ② 年次インデックスを利用する方法。

PCT ニュースレターの年次インデックスは毎年1月に前年発行分を対象に作成されます。年次インデックスは紙形式の1月号に綴じこまれている他、インターネット版は発行年ごとの各号一覧ページの上方にあります。

年次インデックスは、主題ごと及び国 (官庁) ごとの二つのパートから構成されています。また、PDF の検索機能を利用してワード検索することもできます。

2005年の年次インデックスは、紙形式の本号に綴じこまれている他、インターネット版は以下の各号一覧ページに掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/list.jsp?year=2005>

- ③ 実務アドバイス (Practical Advice) の欄に掲載された記事は、“Links”内の“Search Practical Advice”から WIPO サーチエンジンを利用して検索できます。

## 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年2月号

### 2005年のPCT出願件数続伸

2005年のPCT出願件数は134,000件以上（前年比9.4%増）になる見込みです。国別では米国（全体の33.6%）、日本（同18.8%）、ドイツ（同11.8%）の順に続きますが、特筆すべきは北東アジア諸国（日本、韓国、中国）からの出願増です。これら3ヶ国からの出願件数は全体の24.1%に及びます。

また、2005年には電子出願を採用した受理官庁が増えたため、電子出願による出願件数は107%増加して紙形式による出願件数を超えました。

### PCT規則改正と国内法令の不適合（EPO）

2005年10月のPCT同盟総会により採択された新たなPCT規則26の2.3、49の3.1及び49の3.2（受理官庁又は指定官庁による優先権の回復）が2007年4月1日に施行されます。受理官庁及び指定官庁としてのEPOは、規則26の2.3(j)、49の3.1(g)及び49の3.2(h)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。

### PCT規則の改正条文

2005年10月のPCT同盟総会によりPCT規則改正が採択されましたが、PCT同盟総会に提出された文書及びレポートがPCTウェブサイトでご覧になれます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group\\_id=135](http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=135)

PCT/A/34/6（レポート）に改正条文が収録されている他、PCT/A/34/2 Rev.には修正・削除箇所を示したものが収録されています。また、2月23日発行予定のPCTガゼット（No.08/2006）セクションIVにも改正条文が掲載されます。

### PCT電子出願及び処理

「国際出願の電子出願による受理の準備が完了した旨国際事務局に通告した受理官庁」及び「PCT-EASY形式による願書を受理する準備が完了した旨国際事務局に通告した受理官庁」の一覧表の最新版が本号の5～6ページに掲載されています。

### PCT最新情報

BE：ベルギー（電話番号及びファックス番号の変更）

IT：イタリア（国際出願の出願言語に関する参照国内法令の変更）

US：米国（PCT-EASYの物理媒体にCD-R、DVD-Rを追加。登録代理人リストがインターネットからのみ入手可能に）

調査手数料：日本特許庁（KRW換算額の変更）

### インターネット最新／更新情報

- ・ 各国及びIP官庁へのPCT法務サポート及び普及活動；特に途上国向けのサービスや法務サポートのためのページを開設しました。<http://www.wipo.int/pct/en/support/office.html>
- ・ 知的所有権関係官庁の閉庁日（2006年版）<http://www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm>
- ・ 著名発明／発明者のPCTギャラリー（情報の追加）<http://www.wipo.int/pct/en/inventions/>
- ・ セミナー資料（テキストのアップデート）<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/>
- ・ 2005年10月1日版の願書記入例（英、仏、独、西語版）<http://www.wipo.int/pct/en/forms/>
- ・ PCTに基づく規則（2005年4月1日発効）西語版の追加

### 公報発行スケジュールの変更

2006年4月27日(木)発行分の公報(PCT ガゼット及び PCT 出願公開)については、2006年4月11日(火)に発行／公開のための技術的準備が完了します(通常であれば4月12日(水)に完了するところですが、4月14日(金)及び17日(月)がWIPOの閉庁日にあたるため通常より早くなります)。

### 実務アドバイス (US 国内出願が存在する場合の指定国 US の維持)

みなし全指定制度の導入により、一部の例外を除いて(ドイツ、韓国、ロシア、2006年4月1日以降は日本)、願書において国の指定を除外することはできなくなりました。したがって、特定の指定国に対して国内移行をする意思が無い場合には、①当該国の指定はそのままにして国内移行を行わない、②国際段階において当該国の指定を取り下げる、といった対応のどちらかを選択することができます。

安全側の選択は①になります。もし気が変わって US への国内移行をすることになっても対応可能であり、また、先の US 出願に特許が付与されたとしても、US の指定を維持しておけば、30ヶ月が経過するまでは同時継続出願のメリットを得ることができます。また、この場合には取下書を作成／送付したり、出願人の署名をとったりという作業も必要ありません。一方、指定国を取り下げるという②の選択をした場合には、通常は当該国への国内移行をすることはできなくなってしまいます。

なお、後になって US への国内移行を決めた場合に備えて、発明者は DO/US における出願人としても表記しておくべきでしょう。

### 以下の情報の一覧

「国際出願の電子出願による受理の準備が完了した受理官庁」及び「PCT-EASY 形式による願書を受理する準備が完了した受理官庁」の一覧表、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年3月号

### PCT タイムリミット計算システム (PCT Time Limit Calculator)

PCT の国際段階における主要な期限を計算するシステムが以下の PCT ウェブページで利用できるようになりました。<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

最先の優先日又は優先権を主張しない場合には国際出願日を入力すると、優先権書類の提出期限、国際公開予定日、国内段階移行期限等が表示される他、様々な期限を計算／表示することができます。

### 2006年4月1日以降の国際出願公開に関する変更

2006年4月1日以降に行われる国際公開及び再公開は、以下の URL にて全て電子形式にて行われます。<http://www.wipo.int/pctdb>

従前のおり、通常国際公開は毎週木曜日に行われ、国際公開のための技術的準備は 15 日前に完了します。

上記のウェブサイトでは、書誌事項並びにクレーム及び発明の詳細な説明のフルテキスト(ラテン言語のみ)を対象とした演算子検索が可能です。また、各件毎に「Documents」のタブをクリックすると PDF、HTML、XML、ZIP 形式を選択して表示、ダウンロード、印刷することができます。PCT 規則 4.17 に基づく申立ても公開されます。

また、2006年7月1日以降、国際事務局から出願人に対して紙形式での国際公開公報の送付を行いません。その代わりに PCT/IB/311 様式によって国際公開日、国際公開番号とともにウェブサイトへのリファレンスが通知されます。なお、出願人からの請求があれば、国際事務局は国際公開の写し(紙形式)を無料で送付します。

さらに、2006年4月1日以降、PCT ガゼットも全て電子形式にて発行されます。

### 「PCT 出願人の手引き」の発行に関する変更

「PCT 出願人の手引き」は、2000年の9月より PCT ウェブサイトにて無料で提供しています(毎週更新)。一方、紙形式のものは年 2 回の更新／発行が行われていましたが、今般紙形式での更新／発行を取り止めることになりました。「PCT 出願人の手引き」(英語版)は以下の URL でご覧になれます。また、e-mail 情報更新サービスに登録すれば毎週の更新情報を入力できます。<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>

### 実施細則、受理官庁ガイドライン、PCT 様式の変更 (2006年4月1日施行)

#### PCT 規則改正と国内法令の不適合

スウェーデン：2005年10月の PCT 同盟総会により採択された新たな PCT 規則 49 の 3.1 及び 49 の 3.2 (指定官庁による優先権の回復) が 2007年4月1日に施行されます。指定官庁としてのスウェーデン特許登録庁は、規則 49 の 3.1(g) 及び 49 の 3.2(h) の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。

韓国：指定官庁としての韓国知的所有権庁は、PCT 規則 51 の 2.1(e) (優先権書類の翻訳文提出) に対する国内法令不適合の通知を取下げました。当該規定は 2006年1月1日から適用されます。

### 委任状提出要件の放棄 (アイスランド特許庁)

#### PCT 最新情報

EP：欧州特許庁(文書の送付証明要件の変更；受理官庁手数料及び指定官庁手数料(国内基本手数料、調査手数料、審査手数料)の変更(2006年4月1日施行))

- ES : スペイン (受理官庁手数料及び指定官庁手数料 (出願手数料) の変更 (2006 年 1 月 1 日より))
- MD : モルドバ共和国 (国際型調査に関する規定の変更; 微生物及び他の生物材料の寄託に関する特別要件の変更)
- SG : シンガポール (管轄国際調査及び予備審査機関の変更 (韓国知的所有権庁を追加))
- 調査手数料等:
- オーストラリア特許庁、韓国知的所有権庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁 (調査手数料等の変更、換算額の変更)
- 調査手数料、予備審査手数料等:
- 欧州特許庁 (調査手数料、予備審査手数料等の変更 (2006 年 4 月 1 日より))

#### インターネット最新／更新情報

- ・ FAQ: 仏語版及び西語版の追加
- ・ ISA 及び IPEA 様式: 独語版の追加
- ・ PCT 留保及び不適合通知一覧表の更新  
[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf)

#### 公報発行スケジュールの変更

2006 年 5 月 25 日 (木) は WIPO の閉庁日にあたるため、PCT ガゼット 21/2006 号及び PCT 出願公開は 5 月 26 日 (金) に行われます。なお、PCT ガゼット 21/2006 号及び PCT 出願公開の技術的準備は通常よりも早く 2006 年 5 月 9 日 (水) に完了します。

#### 実務アドバイス (文書の写し (特に優先権書類) を国際事務局から入手する方法)

##### (1) PCT Online File Inspection System (PCT オンライン閲覧システム)

WIPO ウェブサイトの PCT オンライン閲覧システムを利用すれば、2001 年 1 月以降に国際出願され、かつ国際公開された優先権主張を伴う案件については優先権書類をインターネット経由で無料でアクセス／印刷することができます。

<http://www.wipo.int/pctdb/>

上記ページから Simple、Advanced、Structured の 3 種類の検索方法を選べます。Simple と Advanced はキーワード検索に便利ですが、国際出願番号、優先権番号、発明の名称等の書誌事項が分かっている案件については Structured をご利用ください。

目的の案件を見つけた場合には、「documents」のタブをクリックすると当該案件について利用できる文書の一覧が表示されます。PDF 等の形式を選択して表示／印刷できます。

優先権書類以外にも様々な文書が利用できますので、以下のページにて提供文書及び蓄積範囲をご確認ください。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/content.html>

##### (2) WIPO への書面による請求

PCT オンライン閲覧システムからは提供していない文書については、PCT 法律部 (PCT Legal Division) に対して書面により文書の写しを請求することもできます。ただし、この場合には有料での提供になります。以下のファクシミリ番号までお問合せください (英語又は仏語)。(41-22) 910 00 30

#### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年4月号

### 新たな PCT 締約国（ラオス人民民主主義共和国、ホンデュラス）

ラオス人民民主主義共和国（国コード：LA）及びホンデュラス（国コード：HN）がそれぞれ 2006 年 3 月 14 日及び 2006 年 3 月 20 日に PCT への加入書を寄託し、それぞれ 2006 年 6 月 14 日及び 20 日から PCT に拘束されることとなります。

### 2005 年 PCT ユーザーランキング

2005 年に国際公開された出願件数に基づいて作成された PCT ユーザーランキングが本号に掲載されています。このリストは筆頭の出願人、及び当該出願人の居所に基づいて作成されています。

### PCT 規則改正と国内法令の不適合（日本）

2005 年の PCT 同盟総会により採択された新たな PCT 規則 20（受理官庁による欠落部分又は要素の引用による補充）、及び、PCT 規則 26 の 2.3、49 の 3.1 及び 49 の 3.2（受理官庁又は指定官庁による優先権の回復）が 2007 年 4 月 1 日に施行されます。

受理官庁及び指定官庁としての日本特許庁は、規則 20.8(a)及び(b)、26 の 2.3(j)、49 の 3.1(g) 及び 49 の 3.2(h)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。

### PCT 最新情報

- BY : ベラルーシ（庁の名称、電話番号、e メール及びインターネットアドレス、優先権書類手数料の変更）
- BZ : ベリーズ（庁の所在地及びあて名の変更）
- CA : カナダ（国内手数料（審査手数料及び減額条件）の変更）
- DE : ドイツ（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別要件の変更）
- EA : ユーラシア特許庁（電話及びファックス番号の変更）
- EG : エジプト（送付手数料の変更）
- GB : 英国（e メールアドレスの変更）
- GR : ギリシャ（優先権書類手数料の変更）
- IN : インド（庁の所在地及びあて名、電話及びファックス番号、e メールアドレスの変更）
- KR : 韓国（国際出願手数料等の KRW 換算額の変更、国内移行期限を優先日から 31 ヶ月に変更（第 22 条(3)及び第 39 条(1)(b)に基づく）
- LT : リトアニア（インターネットアドレスの変更）
- NL : オランダ（庁の名称、電話番号、e メール及びインターネットアドレスの変更）
- NO : ノルウェー（出願人が発明者でない場合における国内移行時の特別要件の変更）
- NZ : ニュージーランド（電話番号、e メールアドレスの変更、電信手段による書類受理）
- RU : ロシア（電話番号及びファックス番号の変更）
- TZ : タンザニア連邦共和国（電話番号及びファックス番号の変更）
- ZA : 南アフリカ（e メールアドレスの変更）

#### 調査手数料：

オーストラリア特許庁、韓国知的所有権庁、スペイン特許商標庁（換算額の変更）

#### 調査手数料及び国際調査に関する他の手数料：

EPO（換算額の変更、調査手数料の払戻し条件及び範囲の変更）

#### 取扱手数料：

韓国知的所有権庁（KRW 換算額の変更）

## PCT-SAFE 最新情報

PCT-SAFE クライアントの 2006 年 4 月 1 日付け新バージョンがダウンロードできます。このバージョンは、同日施行された PCT 規則及び実施細則の改正に対応したものであり、願書において日本の指定を除外することができます。

## インターネット最新／更新情報

- ・ PCT 規則：2006 年 4 月 1 日に施行された PCT 規則の英語版及び仏語版が利用できます。
- ・ 願書及び予備審査請求書：2006 年 4 月 1 日版が利用できます。
- ・ ISA 及び IPEA との取決め：2006 年 4 月 1 日版が利用できます。
- ・ PCT 出願人の手引き：2006 年 4 月 1 日に施行された PCT 規則改正を踏まえて「第 I 章国際段階の概要」及び「第 II 章国内段階の概要」が更新されました。
- ・ 国際特許出願検索：2006 年 4 月 1 日、PCT オンライン包袋閲覧 (Online File Inspection) と PCT ガゼット (PCT Gazette) が統合され、国際特許出願検索 (Search International Patent Applications) となりました。<http://www.wipo.int/pctdb/en/>さらなる情報は右記を参照してください。<http://www.wipo.int/pctdb/en/news.html>

## リマインダー：手数料の支払請求に関して（ご注意ください）

PCT の出願人及び代理人に対して、WIPO 国際事務局以外の者から、国際出願手続とは関係のない手数料の支払い請求書等が送られてくるケースが引き続き報告されています。不審な書類を受け取った場合には、PCT インフォメーションサービスまでご一報ください。

## 日本特許庁が付与する国際出願番号に関する変更

2006 年 1 月 1 日以降、受理官庁 JPO によって受理された国際出願については、6 桁の通し番号の最初に 3 が付与されています（例；PCT/JP2006/300001）。受理官庁 JPO では 2006 年の後半に PCT-SAFE ソフトウェアによる電子出願の受理を開始する予定ですが、その場合の国際出願番号は 6 桁の通し番号の最初に 34 が付与される予定です（例：PCT/JP2006/340001）。

## EPO：PCT 国際機関としての管轄の制限

EPO はビジネス方法に関する国際出願について一定のものについては国際調査を行わない旨の管轄制限を設けていますが、2006 年 1 月 1 日に施行された IPC 第 8 版に基づく対応クラス／サブクラスを公表しました。

## US 国内段階情報：国内出願書類の電子ファイリング

2006 年 3 月 17 日、US 国内出願書類は PDF ベースにより電子的に提出することが可能になりましたが、PCT 経由で国内出願書類を提出する場合の注意事項が USPTO から WIPO に通知されました。

## 実務アドバイス（先の国内出願に基づく優先権主張に関し特別な規定を有する国の指定の取下げについて）

ドイツ、日本、韓国及びロシアでは、先の国内出願に基づいて優先権を主張し、かつ自国を指定国に含む国際出願を行った場合、国内法令によって先の国内出願が自動的に取下げられることとなります。かかる取下げを回避したい場合には、願書の第 V 欄に設けられた指定を除外するためのボックスを利用するか、日本については先の国内出願の日から 15 ヶ月以内に指定を取下げする必要があります。

## 以下の情報の一覧

PCT ユーザーランキング 2005、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧



## PCT NEWSLETTER

2006年5月号

### 国際出願の電子出願及び処理

ルーマニア国家発明商標庁は、2006年5月2日から国際出願の電子形式での受理及び処理を開始します。

### 紙形式で出願された国際出願の電子処理について（欧州特許庁）

受理官庁としてEPOは、2006年5月16日から紙形式で出願された国際出願を電子形式で処理、保管し、国際事務局へ送達することになりました。

### PCT 国際機関会合

2006年5月3～5日、ジュネーブにおいて第13回PCT国際機関会合が開催され、全12の国際調査及び予備審査機関の出席のもと、以下の検討がなされました。

- ・ PCT国際調査及び予備審査ガイドライン（2007年4月1日に施行される「優先権の回復」「国際出願の欠落部分の補充」の導入に伴うガイドラインの変更）
- ・ 品質保証レポート（各機関における品質保証システムを報告するための新たなテンプレートを採択）
- ・ PCTリフォーム（2006年5月8～12日開催のPCTリフォーム・ワーキンググループで審議される予定の関係提案（補充国際調査、国際出願の複数言語公開）をレビュー）
- ・ サーチ戦略の登録（国際調査時における個別案件毎のサーチ戦略をISRと共に国際事務局に送付する制度を検討）
- ・ PCT最小限資料等（PCT最小限資料の範囲とコンセプトをレビューするためのタスクフォースによる現状報告）

### PCT規則改正と国内法令の不適合

2005年のPCT同盟総会により採択された新たなPCT規則20（受理官庁又は指定官庁による欠落部分又は要素の引用による補充）、及び、PCT規則26の2.3、49の3.1及び49の3.2（受理官庁又は指定官庁による優先権の回復）が2007年4月1日に施行されます。

- ・ 以下の官庁は（受理官庁として）、規則20.8(a)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。  
ベルギー（BE）、ドイツ（DE）
- ・ 以下の官庁は（指定官庁として）、規則20.8(b)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。  
中国（CN）、ドイツ（DE）、リトアニア（LT）
- ・ 以下の官庁は（受理官庁として）、規則26の2.3(j)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。  
ベルギー（BE）、ドイツ（DE）、フランス（FR）
- ・ 以下の官庁は（指定官庁として）、規則49の3.1(g)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。  
カナダ（CA）、中国（CN）、ドイツ（DE）、リトアニア（LT）、米国（US）
- ・ 以下の官庁は（指定官庁として）、規則49の3.2(h)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました。  
カナダ（CA）、中国（CN）、ドイツ（DE）、リトアニア（LT）、米国（US）

## PCT 最新情報

IL : イスラエル (RO/IB への PCT 出願時における国の安全保障に関する条件)

IS : アイスランド (国際出願手数料等の換算額の変更)

KR : 韓国 (電話番号の変更)

MG : マダガスカル (国内手数料の変更)

US : 米国 (ファクシミリにより提出できる書類の種類から「図面」を削除)

UZ : ウズベキスタン (発明者の名前及びあて名を提出すべき期限)

調査手数料 :

欧州特許庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁 (換算額の変更)

国際調査に関する手数料 :

EPO (PCT ニュースレター 2006 年 4 月号掲載事項の訂正)

## インターネット最新／更新情報

- ・ PCT 規則改正 : 2006 年 4 月 1 日に施行された PCT 規則についてのパワーポイント・プレゼンテーション (フランス語及びドイツ語版)
- ・ 願書及び予備審査請求書の記入例を更新 (2006 年 4 月 1 日版)
- ・ 著名発明及び発明者の PCT ギャラリー (情報の追加)
- ・ WIPO マガジンで紹介された PCT 関連記事のコレクション
- ・ PCT に基づく各種手続の要処理期間に関する統計報告 (受理官庁、国際調査機関、こくさ予備審査機関及び国際事務局における各種手続に要する期間の統計報告)

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/>

## 実務アドバイス (非公式コメントの第三者による利用について)

出願人は、国際予備審査を請求しない場合に、国際調査機関の見解書について非公式ベースで国際事務局にコメントを提出することができます。国際調査機関の見解書及び非公式コメントは公開されず、国際段階をとおして国際事務局の保有するファイルに保管されます。非公式コメントは、国際調査機関、国際予備審査機関には送付されませんが、その後原則的に指定官庁に送付されます。

しかしながら、優先日から 30 ヶ月が経過すると、国際予備審査が請求されたか否かに関係なく、国際調査機関の見解書及び非公式コメントは公衆の閲覧に供されます。非公式コメントは WIPO ウェブサイトでは閲覧できませんが、PCT 法律部に請求することにより、その写しを入手することができます。

予備審査が請求されない場合又は国際予備審査報告が作成されない場合には、優先日から 30 ヶ月経過後に特許性に関する国際予備報告 (第 I 章) と共に非公式コメントは国際事務局から指定官庁に送付されます。指定官庁では国内法令にしたがって非公式コメントを公衆に利用可能にすることができます。

出願人が非公式コメントを提出した後に予備審査を請求した場合には、非公式コメントは指定官庁に送付されませんが、やはり国際事務局において優先日から 30 ヶ月経過後に公衆に利用可能になります。

## 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年6月号

### 新たな PCT 締約国 (マレーシア、エル・サルヴァドル)

マレーシア (国コード: MY) 及びエル・サルヴァドル (国コード: SV) がそれぞれ 2006 年 5 月 17 日及び 2006 年 5 月 17 日に PCT への加入書を寄託し、それぞれ 2006 年 8 月 16 日及び 17 日から PCT に拘束されることとなります。

### ブダペスト条約 (ホンデュラス、ニカラグア、エル・サルヴァドル)

ホンデュラス (国コード: HN)、ニカラグア (国コード: NI) 及びエル・サルヴァドル (国コード: SV) がそれぞれ 2006 年 3 月 20 日、5 月 10 日及び 5 月 17 日に「特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」への加入書を寄託し、それぞれ 2006 年 6 月 20 日、8 月 10 日及び 8 月 17 日に発効します。

### PCT リフォーム・ワーキンググループ

5 月 8 日から 11 日にかけて第 8 回 PCT リフォーム・ワーキンググループが開催されました。ワーキンググループでは 2006 年 9 月から 10 月にかけて開催される次回の PCT 同盟総会に提出する以下の PCT 規則改正案を採択しました。

- ・ 国際調査及び予備審査機関の最小限の要件 (品質管理体制)
- ・ 国際出願の様式上の要件 (文字サイズ; 補充の手続)
- ・ 国際出願の言語に関する要件 (軽微な修正と明確化)
- ・ 同盟総会によって採択された改正: 明確化と必然的改正

さらに、「複数言語による国際公開」に関する規則改正も「レポート採択から 2 ヶ月の間に何れの締約国からも反対意見が表明されないこと」を条件として合意されました。

その他、「補充国際調査」については意見が収斂せず、継続議題となりました。

### PCT 規則改正と国内法令の不適合

2005 年の PCT 同盟総会により採択された新たな PCT 規則 20 (受理官庁又は指定官庁による欠落部分又は要素の引用による補充)、及び、PCT 規則 26 の 2.3、49 の 3.1 及び 49 の 3.2 (受理官庁又は指定官庁による優先権の回復) が 2007 年 4 月 1 日に施行されます。

- ・ 以下の官庁は、規則 20.8(a)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました (受理官庁による欠落部分又は要素の引用による補充)。  
キューバ (CU)、CZ (チェコ共和国)、欧州特許庁 (EP)、スペイン (ES)  
ハンガリー (HU)、インドネシア (ID)、韓国 (KR)、メキシコ (MX)
- ・ 以下の官庁は、規則 20.8(b)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました (指定官庁による欠落部分又は要素の引用による補充)。  
キューバ (CU)、CZ (チェコ共和国)、欧州特許庁 (EP)、スペイン (ES)  
ハンガリー (HU)、インドネシア (ID)、韓国 (KR)、メキシコ (MX)、トルコ (TR)
- ・ 以下の官庁は、規則 26 の 2.3(j)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました (受理官庁による優先権の回復)。  
ブラジル (BR)、コロンビア (CO)、キューバ (CU)、CZ (チェコ共和国)  
スペイン (ES)、ギリシャ (GR)、ハンガリー (HU)、インドネシア (ID)  
インド (IN)、韓国 (KR)、ノルウェー (NO)、ポルトガル (PT)
- ・ 以下の官庁は、規則 49 の 3.1(g)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました (指定官庁として; 受理官庁による優先権の回復の効果)。  
ブラジル (BR)、コロンビア (CO)、キューバ (CU)、CZ (チェコ共和国)  
スペイン (ES)、ハンガリー (HU)、インドネシア (ID)、インド (IN)、韓国 (KR)  
メキシコ (MX)、ノルウェー (NO)、ポルトガル (PT)、トルコ (TR)

- ・ 以下の官庁は、規則 49 の 3.2(h)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました（指定官庁による優先権の回復）。

ブラジル (BR)、コロンビア (CO)、キューバ (CU)、CZ (チェコ共和国)  
スペイン (ES)、ハンガリー (HU)、インドネシア (ID)、インド (IN)、韓国 (KR)  
メキシコ (MX)、ノルウェー (NO)、ポルトガル (PT)、トルコ (TR)

PCTに関する留保／不適合事項の一覧表は、以下のページをご参照ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf)

#### PCT 最新情報

EP : 欧州特許庁 (インターネットアドレスの変更 ; 国内手数料の減額条件等の変更)

ES : スペイン (官庁の所在地及びあて名の変更)

LS : レソト (国内手数料の変更)

MX : メキシコ (官庁の所在地及びあて名の変更)

NZ : ニュージーランド (国際出願手数料等の NZD 換算額の変更)

SG : シンガポール (管轄国際調査及び予備審査機関に関する修正)

調査手数料 :

オーストラリア特許庁 (NZD 換算額の変更)、欧州特許庁 (英訳手数料の削除)

#### インターネット最新／更新情報

- ・ PCTに関する留保／不適合事項の一覧表 (2006年6月1日更新版)

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf)

- ・ 2006年4月1日発効のPCT規則 (ドイツ語版)
- ・ PCTに関するFAQ (アラビア語版、ロシア語版)
- ・ セミナー資料 (中国語版の更新)
- ・ RSSによる検索結果提供 (PCT公開公報の検索／提供。詳しくは以下のページ参照)

[http://www.wipo.int/pctdb/en/news/news\\_004.html](http://www.wipo.int/pctdb/en/news/news_004.html)

#### 実務アドバイス (出願人が住所／国籍を有する締約国の官庁に手続を行う権利のない代理人)

WIPO 国際事務局 (RO/IB) を受理官庁として国際出願を行う場合、出願人 (複数の出願人がある場合にはそのいずれか) が住所／国籍を有する締約国の官庁に手続を行う権利を有する者を代理人として選任することができます (PCT 規則 83.1 の 2(a))。

したがって、カナダに住所／国籍を有する出願人は、カナダ知的所有権庁に手続を行う権利を有する者を RO/IB への出願の代理人として選任することができます。

しかしながら、カナダ知的所有権庁に手続を行う権利を有しない者 (例えばスペインの弁理士等) であっても、願書第IV欄に氏名及びあて名が記載され、「通知のためのあて名」ボックスにチェックがされている場合には、出願人の代わりに全ての通知を受領することが可能です。ただし、書簡を含めたあらゆる書類を提出する場合には、出願人本人の署名が必要になります。

一方、複数の出願人がある場合には、共同出願人がスペインに住所／国籍を有していれば、スペインの弁理士等を代理人として選任することができます。なお、当該共同出願人は出願後において出願人として維持される必要はありません。

#### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年7月号

### 新様式「国際出願の公開に関する通知」(IB311)

国際出願の公開が完全電子形式によって行われるようになったことを受けて、2006年7月1日から、国際事務局は公報の写しを出願人に送付しないことになりました。新しい様式では、国際出願が公開されたことを出願人に通知し、公開日及び公開番号をお知らせします。また、WIPOのウェブサイトにおける公報の検索方法、及び、紙形式の写しが必要な場合の請求方法も記載されています。

### PCT規則改正と国内法令の不適合

2005年のPCT同盟総会により採択された新たなPCT規則20（受理官庁又は指定官庁による欠落部分又は要素の引用による補充）、及び、PCT規則26の2.3、49の3.1及び49の3.2（受理官庁又は指定官庁による優先権の回復）が2007年4月1日に施行されます。

- ・ 以下の官庁は、規則20.8(a)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました（受理官庁による欠落部分又は要素の引用による補充）。

イタリア（IT）、フィリピン（PH）、シンガポール（SG）

- ・ 以下の官庁は、規則20.8(b)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました（指定官庁による欠落部分又は要素の引用による補充）。

フィリピン（PH）、シンガポール（SG）

- ・ 以下の官庁は、規則26の2.3(j)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました（受理官庁による優先権の回復）。

アルジェリア（DZ）、イタリア（IT）、フィリピン（PH）、シンガポール（SG）

- ・ 以下の官庁は、規則49の3.1(g)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました（指定官庁として；受理官庁による優先権の回復の効果）。

アルジェリア（DZ）、フィリピン（PH）、シンガポール（SG）、トルコ（TR）

- ・ 以下の官庁は、規則49の3.2(h)の規定にしたがって、当該規定が国内法令に適合しないことを国際事務局に通告しました（指定官庁による優先権の回復）。

アルジェリア（DZ）、フィリピン（PH）、シンガポール（SG）

PCTに関する留保／不適合事項の一覧表は、以下のページをご参照ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf)

### PCT 最新情報

IE : アイルランド（受理官庁手数料の変更）

IL : イスラエル（送付手数料、国内手数料の変更）

PG : パプアニューギニア（国際出願の写しの提出要件の変更）

調査手数料：

オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁（各種換算額の変更）

### 国内段階移行期限

国内段階移行期限一覧表の更新版が本号に掲載されています。また、以下のPCTウェブサイトでもご覧になれます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time\\_limits.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf)

### PCT 出版物

PCT規則（2006年4月版）の英語、仏語、独語版が出版されました。

## インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/applicants.html>)

- ・ PCT ニュースレターコレクション  
1999年に発行されたPCTニュースレター（12号分）がPDF形式で掲載されました。
- ・ PCTに関する留保／不適合事項の一覧表（上記参照）
- ・ 国内段階移行期限一覧表（上記参照）
- ・ PCT リーガルテキストインデックス  
2006年4月の改正を踏まえてPCTリーガルテキストインデックスが更新されました。このインデックスはトピック語からPCT法令関係文書（条約、規則、実施細則、様式、ガイドライン）の関連規定を探すのに役立ちます。  
[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal\\_index06.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index06.pdf)
- ・ 国際特許制度 2005－PCT 年次報告  
「国際特許制度 2005－PCT 年次報告」（英語版）がHTML形式でご覧になれます。  
[http://www.wipo.int/pct/en/activity/pct\\_2005.html](http://www.wipo.int/pct/en/activity/pct_2005.html)
- ・ 著名発明及び発明者のPCTギャラリー（情報の追加）

## PCT データの一括提供に関する調査票

利用者により良いサービスを提供するため、公開されたPCT出願データの一括提供に関する質問票にお答えください。

<http://www.wipo.int/opinio/s?s=754>

## PCT タイムリミット計算システム（リマインダ）

PCTニュースレター2006年3月号で紹介しましたが、PCTの国際段階における主要な期限を計算するシステムが利用可能になりましたので、ご活用ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html>

## 実務アドバイス（国内／広域段階移行に際しての様式）

PCT規則49.2（国内様式の使用）には、「出願人は、第22条に規定する行為を行う時には、国内様式を使用することを要求されない」と規定されています。

したがって、多くの指定／選択官庁が国内移行のための様式を用意してはいますが、出願人は国内様式を使用する義務はありません。国内段階移行期限までに、必要とされる国内手数料が支払われ、必要とされる国際出願の翻訳が提出されている場合、指定／選択官庁は、単に国内段階移行のための様式を提出しなかったことを理由として出願を不受理にすることはできません。しかしながら、もし国内移行のための様式が利用可能な場合には、利便性の観点から、それらを使用することが推奨されます。

一方、国内移行した後においては、官庁は特定の様式を使用することを要求することができます。

また、PCT規則51の2の規定に基づいて、国内段階における特別の要件の履行を要求される場合がありますが、これらの要件は国内段階移行後に行うことができます。

## 以下の情報の一覧

国内段階移行期限一覧表、PCTセミナーカレンダー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年8月号

### 新たな PCT 締約国 (グアテマラ)

グアテマラ (国コード: GT) が 2006 年 7 月 14 日に PCT への加入書を寄託し、2006 年 10 月 14 日から PCT に拘束されることとなります。

### ブダペスト条約 (グアテマラ)

グアテマラ (国コード: GT) が 2006 年 7 月 14 日に「特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」への加入書を寄託し、2006 年 10 月 14 日に発効します。

### RO/IB へのクレジットカードによる支払い

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に対してクレジットカードで手数料を支払うことができるようになりました。PCT-SAFE ソフトウェア (完全電子形式又は PCT-EASY 形式) を利用して国際出願をする場合には、新たにリリースされたバージョンを使えばクレジットカード情報を安全に入力できます。また、紙出願の場合には、特別の様式 (PCT/RO/197) にクレジットカード情報を記入の上ご利用ください。

### 国際出願の電子出願及び処理

2006 年 7 月 17 日からフィリピン知的所有権庁が電子形式での国際出願の受理及び処理を開始します。

### 国際公開スケジュールの変更

9 月 7 日 (木) が WIPO の閉庁日に当たるため、当該日に公開される予定の PCT 出願及び公報は、9 月 8 日 (金) に公開されます。公開のための技術的準備が完了する日は、通常の 15 日前よりも早く 8 月 23 日 (水) になります。

また、9 月 21 日 (木) に公開される国際出願の公開のための技術的準備が完了する日は、通常 (9 月 6 日 (水)) より早く 9 月 5 日 (火) になります。

### PCT 規則改正案

2006 年 9~10 月に開催される PCT 同盟総会に提案される PCT 規則改正案 (PCT/A/35/2) が WIPO ウェブサイトで利用可能です。

### PCT 最新情報

- AU : オーストリア (手数料の AUD 換算額の変更)
- EG : エジプト (指定/選択官庁の要件に関する一般情報 (PCT 出願人の手引き))
- IS : アイスランド (手数料の ISK 換算額の変更)
- LY : リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ (管轄国際調査及び予備審査機関の特定)
- OM : オマーン (管轄国際調査及び予備審査機関の特定)
- PG : パプアニューギニア (国際出願の写しの提出要件の変更-修正)
- TR : トルコ (電話番号の追加。新通貨採用に伴う手数料の変更)
- UZ : ウズベキスタン (国内手数料の変更。国内移行期限の変更)
- ZA : 南アフリカ (手数料の ZAR 換算額の変更)

#### 調査手数料:

オーストラリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド国立特許登録委員会、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁 (各種手数料の換算額変更)

### PCT-SAFE 最新情報

PCT-SAFE クライアントの 2006 年 8 月 1 日付け新バージョンがダウンロードできます。このバージョンには、最新の締約国・手数料情報を含み、クレジットカードによる RO/IB への

手数料支払にも対応しています。

#### インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/applicants.html>)

- ・ 非常事態準備措置 (Emergency preparedness measures) に関する情報サイトの開設
- ・ PCTに基づく規則  
2006年4月1日に施行されたPCT規則の日本語版、ロシア語版及びスペイン語版が掲載されました。日本語版は以下のURLをご参照ください。  
[http://www.wipo.int/ja/pct/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/ja/pct/texts/pdf/pct_regs.pdf)
- ・ PCT規則改正：スペイン語版 PowerPoint プレゼンテーション
- ・ 著名発明及び発明者のPCTギャラリー (情報の追加)
- ・ PCT in the News (WIPO マガジンに掲載されたPCT関係記事を2件追加)

#### パテントスコープ検索サービスに関するアンケート調査

以下のページからアンケートにご協力ください。

<https://webaccess.wipo.int/opinio/s?s=917>

#### RO/EPに出願された特定の国際出願の処理遅滞

EPOが2006年5月に導入した受理官庁システム (RO/EPからIBへのインターネットによる書類送付システム) の不具合により、PCT/IB/301及びPCT/IB/304の発行に遅れが生じている案件があります。

#### PCT／パリ条約／世界貿易機関の加盟国／メンバー

一覧表を更新し、本号に掲載しています。また、以下のページからもご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

#### 様式 PCT/IB/311 仏語版の更新

#### 実務アドバイス (国内段階への早期移行請求)

PCT条約第23条(1)によると、指定官庁はPCT条約第22条に基づく国内移行期限の満了前に国際出願の処理又は審査を行ってはならないとされています。

一方、条約第23条(2)及び第40条(2)には、指定官庁／選択官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査を早期に行うことができるとされています。

明示の請求に先立ち、出願人は国内段階の開始以前に以下の手続を行う必要があります。

- ・ 国内手数料の支払い
- ・ 翻訳文の提出 (必要な場合)
- ・ 例外的に、国際出願の写しの提出 (国際出願がPCT条約20条に基づいて指定官庁に利用可能になっておらず、当該官庁が求める場合。出願人は、PCT条約第13条(2)(b)にしたがって、国際事務局に対して国際出願の写しを指定官庁に送付するように要請することもできますが、PCT規則31.1(b)に規定する手数料を支払う必要があります)
- ・ ごく稀に、国際出願時に記載されていなかった発明者の名前と住所の表示の補充 (指定官庁が認める場合)

また、19条の補正書の写しも指定官庁に利用可能になっていない場合には提出する必要があります。

なお、日本特許庁における国際公開前の国内移行に関しては以下のページをご参照ください。

[http://www.jpo.go.jp/cqi/link.cqi?url=/torikumi/t\\_torikumi/pct\\_jp\\_ikousinsa.htm](http://www.jpo.go.jp/cqi/link.cqi?url=/torikumi/t_torikumi/pct_jp_ikousinsa.htm)

#### 以下の情報の一覧

PCT／パリ条約／世界貿易機関の加盟国／メンバーの一覧表、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧



## PCT NEWSLETTER

2006年9月号

### PCT 同盟総会情報

第35会期 PCT 同盟総会が9月25日から10月3日までジュネーブにて開催されます。総会では、国際調査及び予備審査機関として北欧特許機構（Nordic Patent Institute）の任命が検討される他、2007年4月1日に施行される予定の PCT 規則改正提案（以下参照）が検討されます。

- ・ 国際調査及び予備審査機関の最小限の要件
- ・ 国際出願の様式要件（テキストサイズ；補充の方法）
- ・ 国際出願の言語関係の要件
- ・ 既採択の改正の修正、明確化

### WIPO ウェブサイト（PCT ウェブサイト）の変更

WIPO は、利用者が探している情報を入手しやすいように、また最新のウェブ技術を採用するためにウェブサイトを変更しました。以下のような新しい機能があります。

- ・ WIPO における最近の決議事項、イベント情報に関する新しいポータルサイト
- ・ 知的所有権の動向を紹介するための IP LIVE
- ・ WIPO の主な役割を反映したドロップダウンメニュー、ナビゲーションバー
- ・ 特許、商標、意匠、著作権及び IP に関する活動及び展開について WIPO の全情報への迅速なゲートウェイ

パテントスコープの PCT 情報については変更ありませんが、出願人向けと官庁向けのページが統合されて一つのページになりました。

### PCT 最新情報

FI : フィンランド（国内手数料（年金）の支払期限の変更）

GE : グルジア（Eメールアドレスの変更）

IL : イスラエル（インターネットアドレスの変更）

MY : マレーシア（管轄国際調査・予備審査機関の特定）

MZ : モザンビーク（電話及びファックス番号の変更）

NG : ナイジェリア（国内段階移行情報（概要）の発行。「PCT 出願人の手引き」参照）

PT : ポルトガル（電話番号の変更）

国際調査及び予備審査（韓国知的所有権庁）

PCT 規則 39.1 及び 67.1 に規定される主題に関する国際調査／予備審査の変更  
調査手数料：

オーストリア特許庁、欧州特許庁（各種手数料の換算額変更）

### インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

PCT ウェブサイトの変更について。上記参照。

### ブダペスト条約

ブダペスト条約締約国、及び、条約第9条(1)(a)に基づく受諾の宣言を提出した政府間工業所有権機関の一覧の最新版が掲載されています。

### PCT 締約国において取得可能な保護の種類

最新の一覧が掲載されています。

### EPO : ISA/IPEA としての管轄制限

欧州特許庁（EPO）は、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての EPO の管轄に関して、ビジネス方法の分野についての制限を延長することになりました。

## 実務アドバイス（国内段階における国際出願の保護の種類の特定）

2004年1月1日以降に出願された国際出願については、みなし指定制度に基づいて、国際出願日における全てのPCT締約国が指定され、あらゆる種類の保護が利用可能です。国際段階の間に特許以外の例えば実用新案のような保護の種類を請求する必要はありません。しかしながら、追加特許、追加証、追加発明者証、追加実用証を求める出願として取り扱われることを希望する場合（PCT規則4.11(iii)）又は先の出願の継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望する場合（PCT規則4.11(iv)）には、願書の追記欄に必要な情報（原出願、原特許又はその他の原付与の日付及び番号）が表示されていれば国際調査報告の作成に役立ちます。

国内移行に際して、出願人がPCT条約第43条が適用される指定（選択）国において国際出願が特許の付与ではなく、他の種類の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合、又は、PCT条約第44条にしたがって二種類以上の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合には、PCT規則49の2に基づいて、第22条（又は第39条）に規定する行為を行う時に指定官庁に対してその旨を表示しなければなりません。二種類以上の保護を求める場合には、主として求める種類を明示しなければなりません（規則49の2.1(b)）。指定国において国際出願が追加特許、追加証、追加発明者証、追加実用証、又は、継続又は一部継続出願として取り扱われることを希望する場合には、出願人は関連する原出願、原特許、原付与を表示しなければなりません（規則49の2.1(c)及び(d)参照）。

当該表示を行う時期について、条約第22条又は第39条に規定する行為を行うのと同時に表示することを求めている指定官庁もありますが（規則49の2.2(a)により、これらの行為を行う前に出願人に表示を要求することはできません）、多くの指定官庁ではより遅い時期に表示することを認めています。

第22条に規定する行為を行う時に保護の種類が明示されない場合には、指定官庁はその出願を特許の付与を求める出願として取り扱います（規則49の2.1(a)及び(b)）。しかしながら、そのような明示の表示がなされていないが、出願人により支払われた国内手数料が特定の種類の保護の国内手数料に相当する場合、当該手数料の支払いは、出願人が国際出願が当該種類の保護を求める出願として取り扱われることを希望する旨の表示とみなし、指定官庁はその旨を出願人に通知する（規則49の2.1(e)）。

出願人が一特定の種類の保護を求めた場合であっても、その後他の種類の保護に変更することを認めている官庁も数多くあります（規則49の2.2(b)参照）。

指定官庁における取り扱いの詳細は、「PCT 出願人の手引き」第II巻の各国の国内情報をご参照ください。

## 以下の情報の一覧

ブダペスト条約締約国、及び、条約第9条(1)(a)に基づく受諾の宣言を提出した政府間工業所有権機関の一覧表、PCT締約国において取得可能な保護の種類の一覧表、PCTセミナーカレンダー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年10月号

### WIPO加盟国総会

第35会期PCT同盟総会を含むWIPO加盟国総会が9月25日から10月3日までジュネーブにて開催されました。

### PCT同盟総会

PCT同盟総会では、国際調査及び予備審査機関として北欧特許機構(Nordic Patent Institute)が任命され、2008年1月より発効となる見通しです。北欧特許機構はデンマーク、アイスランド、ノルウェーによって2006年7月に設立されました。北欧特許機構は13番目の国際調査及び予備審査機関となります。

2006年10月12日から、電子形式の出願に対する新たな減額措置が追加された手数料表が採用されます。願書を含む出願全体が文字コードではない電子形式(例えば、PDF)の場合に減額されます。

2007年4月1日に施行されるPCT規則改正提案が採択されました。

- ・ 国際調査及び予備審査機関の最小限の要件
- ・ OCR読み込みのための国際出願の様式要件(最小のテキストサイズ; 補充の方法)
- ・ 国際出願の言語関係の要件
- ・ 既採択の改正の修正、明確化

また、同盟総会では、PCTリフォーム・ワーキンググループにおける検討項目が少ないことを受けて、次の会議を現在の改正作業における最後とすることを確認しました。

### 特許に関するその他の事項

パリ同盟総会、PCT同盟総会、特許法条約(PLT)同盟総会によって、国際事務局の管理のもと、優先権書類の電子的な提供サービスを設立することが承認されました。このサービスによって、特許庁と出願人は、より円滑に優先権書類を取扱えると期待されます。必要な手続と技術的なルールを検討するために、2007年の早い時期に専門ワーキング・グループが開催されます。

### 手数料表の変更

従来からの電子出願にかかる減額措置、PCT-SAFEのCD又はディスクと共に紙形式で提出された出願に対する100スイス・フランの減額(PCT規則に附属する手数料表3(a))、願書が文字コード形式の出願に対する200スイス・フランの減額(3(c))、願書、明細書、請求の範囲及び要約の全てが文字コード形式の出願に対する300スイス・フランの減額(3(d))に加えて新たな減額措置が承認されました。願書が文字コード形式ではない国際出願に対して100スイス・フランが減額(3(b))されます。新たな手数料表は国際出願日が2006年10月12日以降の国際出願に適用されます。

### PCT実施細則の修正

手数料表の変更に伴い、PCT実施細則の707号の改正が2006年10月12日より発効します。

### 国際出願の電子出願と処理

ドイツ特許商標庁は電子形式の国際出願の受理と処理を2006年10月4日から開始します。

### モンテネグロの独立:セルビアへの影響

2006年6月3日にセルビア・モンテネグロからモンテネグロ共和国が独立したのを受けて、

セルビア共和国は PCT に引き続き加盟することを宣言しました。セルビア共和国の 2 文字コードは「RS」になります。

### パテントスコープの新機能

パテントスコープのデータベースから国際出願を検索することができます。新たに、検索画面でフロントページ“Front Page”を選択することで、フロントページの要約を含む書誌事項から検索するか、フルテキスト“Full Text”を選択することで、全書誌事項及び利用可能な請求の範囲と明細書から検索する事が可能となりました。

また、明細書“Description”と請求の範囲“Claims”のページ(タブ)において、検索に用いたキーワードを色付きで表示する機能を追加しました。ページ(タブ)の右上にあるキーワードの分布を示すアイコンをクリックすると、明細書又は請求の範囲における検索に用いたキーワードの量と位置を確認することができます。

### PCT 最新情報

DE : ドイツ (電子出願と処理の採用に伴う減額料金)

IS : アイスランド (各種手数料の換算額変更)

JP : 日本 (各種手数料の換算額変更)

2006 年 12 月 1 日より、受理官庁としての日本国特許庁に支払う各種手数料の日本円への換算額、及び、手数料表における減額の日本円への換算額が変更になります。

KR : 大韓民国 (各種手数料の換算額変更)

### インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- ・ PCT と PCT 規則の最新情報
- ・ 実施細則の最新版
- ・ PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事 ([www.wipo.int/pct/en/news/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html))

### 手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

既に注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手料金は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

請求書は特定の PCT 出願を国際公開番号、出願日、発明の名称、国際出願番号、優先権に関する情報、IPC で特定しています。典型的な請求書にはユーロ又は US ドルでドイツ又はスイスにチェックでの支払、及び／又は、送金することが記載されています。

これらの手数料請求書の例はホームページでご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

### 日本の国際出願番号の変更

2006 年 1 月 1 日より、日本国特許庁は受理官庁として国際出願番号の付与の仕方を変更しています。6 桁の最初の数字が “3” で始まります。(例えば、PCT/JP2006/300001)

そして、2007 年 1 月 1 日から国際出願番号の付与の仕方が再度変更されます。以下の出願に対しては、6 桁の最初の 2 桁の数字が “05” で始まります。(例えば、PCT/JP2007/050001)

- ・ 紙形式の出願
- ・ PCT-SAFE の PCT-EASY 機能を用いて作成された願書を含む出願
- ・ 日本のソフトウェア (JPO PAS) を用いて作成された完全な電子出願

更に、日本国特許庁が受理官庁として PCT-SAFE による完全な電子出願の受付を開始した場合 (2007 年 1 月 4 日からの予定)、この方法で受理した国際出願には通常の番号付与の仕方が採用されません。(例えば、PCT/JP2007/000001)

## 実務アドバイス（第三者の国内移行情報）

Q：第三者の国際出願の国内移行情報に興味があります。WIPO はそのような情報を提供していますか。

A：PCT は出願人や国内官庁に特定の国際出願の国内移行情報を WIPO に提供することを求めています。しかし、国内官庁が必要な情報を WIPO に提供している場合には、国内移行情報を WIPO のホームページから入手できます。国内移行情報と関連情報がパテントスコープデータベースから提供されています ([www.wipo.int/pctdb](http://www.wipo.int/pctdb))。関心のある国際出願のデータを表示し、“national phase” のタブをクリックすることで参照できます。国内移行情報と国内参照番号が提供されている場合、それらを用いて国内官庁から詳細な情報を得ることもできます。パテントスコープからオーストラリア、カナダ、大韓民国の特許庁のデータベースにリンクが張られていますので、追加の情報や翻訳文を入手可能です。

国内移行情報は WIPO が国内官庁又は INPADOC データベースから関連情報を入手可能な場合に利用できます。

現在は以下の 24 ヶ国の国内移行情報を提供しています。

- ・ オーストラリア
- ・ オーストリア
- ・ ベリーズ
- ・ ブルガリア
- ・ カナダ
- ・ 中華人民共和国
- ・ グルジア
- ・ ドイツ
- ・ イスラエル
- ・ 日本
- ・ ケニヤ
- ・ ラトビア
- ・ リトアニア
- ・ メキシコ
- ・ ニュージーランド
- ・ 大韓民国
- ・ ルーマニア
- ・ ロシア連邦
- ・ スロバキア
- ・ スロベニア
- ・ スペイン
- ・ トルコ
- ・ イギリス
- ・ ウズベキスタン

更新頻度は国内官庁によって異なりますので、最新の情報を入手したい方は、国内官庁にお問合せください。また、上記リストにない国の場合にもご関心のある国内官庁にお問合せください。

## 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

2006年11月号

### 国際出願の電子出願及び処理

- ・米国特許商標庁（USPTO）の電子形式の国際出願の受理と処理の開始

PCTの電子出願を受理官庁としてのUSPTOに行うことが2006年10月14日から可能となりました。USPTOは国内法及びシステムに基づいて、電子形式（PCT実施細則703(d)号）の国際出願を受理します。更に、USPTOは受理官庁、国際調査機関（ISA/US）、国際予備審査機関（IPEA/US）として、国際出願に関係する書類をEFS-Web経由で電子的に受理します。

EFS-WebはUSPTOのインターネット経由による特許出願、関係書類の提出手段です。EFS-Webを使うことによって、インターネットへの接続環境さえあれば、特別なソフトウェアをダウンロードしたり、ワープロソフトを替える必要なく、特許出願、関係書類を提出することができます。EFS-Webは標準的な画面表示を採用し、PDF形式の特許出願をUSPTOに提出できるようにします。更に、EFS-WebではPCT-SAFEを用いて作成された願書（PCT/RO/101）を用いることができます。PCT-SAFEで作成された圧縮ファイル“PCT-EASY.ZIP”を添付することが可能です。そうすることによって、より多くの減額が適用になります。

国際出願と国内出願において、ASCIIテキスト（.TXT）を配列リストそして／又は配列表に用いることができますが、ファイルの大きさを25MB以下にする必要があります。

カラー写真／図と、写真／図に対する黒／白／灰色の階調表現は用いることができません。

国際出願の電子出願に関する更なる情報は次のアドレスをご参照ください。

（[http://www.uspto.gov/ebc/efs\\_help.html](http://www.uspto.gov/ebc/efs_help.html)）

EFS-Webには次のアドレスからアクセスできます。

（<https://portal.uspto.gov/secure/portal/efs>）

- ・マレーシア知的財産権公社の電子形式の国際出願の受理と処理の開始

2006年11月17日から、マレーシア知的財産権公社は国際出願の受理と処理を開始します。

詳細は次のアドレスをご参照ください。

（[www.wipo.int/pct/en/gazette/section\\_iv/sectioniv2006.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/gazette/section_iv/sectioniv2006.pdf)）

### セルビア共和国におけるPCTの適用

PCTニューズレター2006年10月号でお知らせしましたが、2006年6月3日にモンテネグロ共和国が独立したのを受けて、セルビア共和国はPCTに引き続き加盟することを宣言しました。

セルビア共和国の国民及び居住者は国際出願をすることができます。そして、2006年6月4日以降に出願された国際出願は、セルビア共和国が自動的に指定されることとなります。2006年6月4日より前の国際出願日を有し、セルビア・モンテネグロを指定していた国際出願については、PCT第11条4の国内出願の効果がセルビア共和国において認められることとなります。

### 全ての国際出願の電子形式での国際公開

PCTニューズレター2006年3月号で既にお知らせしましたが、国際事務局（IB）は出願人に対して紙形式の国際公開公報の送付を行っていません。現在、全ての国際出願が電子形式で国際公開されています。国際調査報告や請求の範囲に対する19条補正などの再公開、PCT規則4.17に基づく申立て、明細書の一部である配列リストも電子形式での公開の対象となります。

国際公開がされたことを出願人に通知するために、国際公開番号、国際公開を参照するためのインターネットのアドレスが記載された PCT/IB/311 様式が送付されます。なお、出願人からの請求があれば、国際事務局は国際公開の紙形式の写しを出願人に無料で送付します。第三者が紙形式の写しを受領したい場合、又は、出願人が PCT 第 13 条 2(b) に基づいて、指定官庁に写しの送付を依頼する場合には、通常通り手数料が必要になります。

#### 休暇時期における国際事務局の閉庁日及び公報発行スケジュール

- ・ 国際事務局 (IB) の閉庁日  
年末の国際事務局の閉庁日は、週末に加えて 12 月 25 日、26 日及び 1 月 1 日、2 日になります。国際事務局は 12 月 27 日、28 日、29 日は業務を行います。新年は 1 月 3 日より業務を開始します。
- ・ PCT 情報サービスの停止日  
PCT 情報サービスは 12 月 25 日から新年の 1 月 2 日まで停止します。休暇時期においても PCT 情報サービスに電話 (Tel: (+41-22)338 83 38) をすると、録音機能が使えるとともに、緊急時に用いられる電話番号を知ることができます。  
PCT 情報サービスは国際出願についての一般的な質問にお答えするサービスです。特定の国際出願に関する事項は、PCT 事業部 (Fax: (+41-22)338 82 70) 又は IB 様式に記載されているファクシミリ番号にお送りください。
- ・ 公開スケジュールと技術的準備の完了する日  
休暇時期においても PCT 出願は、通常どおり毎週木曜日に公開されます。  
しかし、12 月 14 日の公開から、技術的準備の完了する日が公開日の 15 日前より早くなります。通常に戻るのは、新年 1 月 25 日公開からとなります。詳細は以下の表をご参照ください。  
国際事務局に通知を行う場合には、好ましくはファクシミリで、技術的準備の完了する日より前に出来るだけ早く提出されることを強くお奨めします。国際事務局が何らかの手続を取る必要が生じ場合には、より多くの時間がかかることを考慮していただく必要があります。

国際公開:休暇時期に変更となる日	
国際公開日	WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日
木曜日、 2006 年 12 月 14 日	月曜日、 2006 年 11 月 27 日
木曜日、 2006 年 12 月 21 日	金曜日、 2006 年 12 月 1 日
木曜日、 2006 年 12 月 28 日	木曜日、 2006 年 12 月 7 日
木曜日、 2007 年 1 月 4 日	水曜日、 2006 年 12 月 13 日
木曜日、 2007 年 1 月 11 日	火曜日、 2006 年 12 月 19 日
木曜日、 2007 年 1 月 18 日	金曜日、 2006 年 12 月 29 日

#### PCT 最新情報

- BE : ベルギー (E メールアドレス及びインターネットアドレスの変更)
- BZ : ベリーズ (送付手数料の変更)

- BW : ボツワナ (受理官庁、指定 (選択) 官庁としての情報の発行「PCT 出願人の手引き」参照)
- IT : イタリア (ブダペスト条約に基づく国際寄託当局の住所変更)
- KP : 北朝鮮 (管轄国際調査機関及び予備審査機関の特定)
- MZ : モザンビーク (国内手数料の変更)
- SC : セイシェル (受理官庁、指定 (選択) 官庁としての情報の発行「PCT 出願人の手引き」参照)
- ZA : 南アフリカ (各種手数料の換算額変更)

**調査手数料の換算額変更 :**

2007 年 1 月 1 日から、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁 (USPTO) の一部の通貨に対する調査手数料の換算額が変更になります。2007 年 2 月 1 日から、日本国特許庁の調査手数料の韓国ウォン (KRW) への換算額が変更になります。

**インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)**

- ・ 2006 年 10 月 12 日発効の PCT 規則の英語、仏語、スペイン語が利用可能です。
- ・ 2006 年 10 月 12 日発効の PCT 実施細則の英語、仏語が利用可能です。
- ・ PCT の用語の定義をユーザに提供する PCT 用語解説 (Glossary) が利用可能となりました。追加を希望する用語がある場合には、PCT 情報サービスまで E メールをお送りください。  
pct.infoline@wipo.int
- ・ パテントスコープの検索サービスに対するユーザ調査の結果

**実務アドバイス (PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出時に不必要となった情報)**

Q: PCT 規則 4.17(ii) (出願人の資格に関する申立て) に基づく申立てを含む国際出願を行うつもりです。以前は、申立てが適用される指定国を特定する必要がありましたが、現在の申立ての標準様式では、指定国を特定できるようにはなっていません。指定国を特定する必要があるのでしょうか。

A: PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを除いて、申立てが適用される指定国を特定することは、全ての申立てに対してかつては必要でした。発明者である旨の申立てについては、米国のみを指定する目的であることが予め記載されておりました。PCT 規則 4.17(v)を除く PCT 規則 4.17 の全ての申立ての写しは、特定される指定官庁に国際事務局から別々に送付していました。(PCT4.17(v)の不利にならない開示又は新規性の喪失に関する申立てについては、国際公開の紙形式の写しとともに指定官庁に送付していました。) そのため、願書において申立てが適用される指定官庁を特定する必要がありました。

しかし、国際出願とともに、PCT 規則 4.17 に基づく全ての申立ての電子的な公開を行うこととした PCT 規則が 2006 年 4 月 1 日から発効したことによって、全ての指定官庁がインターネット経由で全ての申立てを参照可能となりました。したがって、出願人は申立てが適用される指定官庁を特定する必要がなくなり、また、国際事務局は特定される指定官庁に申立てを送付する必要もなくなりました。

PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出に関する一般情報は「PCT 出願人の手引き」第 I 巻、パラグラフ 102A から 102J、

[www.wipo.int/pct/guide/en/](http://www.wipo.int/pct/guide/en/)

及び、願書様式の記載をご参照ください。

**以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧



### 新たな PCT 締約国 (マルタ)

マルタ (国コード: MT) が 2006 年 12 月 1 日に加入書を寄託し、2007 年 3 月 1 日から PCT に拘束されることとなります。2007 年 3 月 1 日以降に出願された国際出願は自動的にマルタの指定を含むこととなります。

### 国際出願の電子出願及び処理

#### **PCT-SAFE ソフトウェアを用いて出願された国際出願の日本国特許庁における受理と処理**

受理官庁として日本国特許庁は 2004 年 4 月 28 日より電子形式の国際出願の受理と処理を開始しています (PCT ニュースレター 2004 年 5 月号参照)。

そして、2007 年 1 月 4 日からは PCT-SAFE ソフトウェア を用いて出願された国際出願も受理することを、PCT 規則 89 の 2.1(d)に基づいて日本国特許庁は 2006 年 11 月 30 日に通知しました。つまり、2007 年 1 月 4 日より、日本の出願人は PCT-SAFE ソフトウェア又は JPO-PAS ソフトウェアのどちらかを選択して出願することが可能です。電子形式の国際出願に関する特許庁の要件と実務の改訂版は 2006 年 12 月 14 日付けのオフィシャルノーティス (PCT ガゼット No.50/2006 セクション IV) として掲載されます。PCT ガゼットはパテントスコープの PCT リソースのページで参照できます。

[www.wipo.int/pct/en/gazette/section\\_iv/index.htm](http://www.wipo.int/pct/en/gazette/section_iv/index.htm)

### パテントスコープ検索サービス

([www.wipo.int/pctdb](http://www.wipo.int/pctdb))

#### 1. 国内移行情報の追加

国際出願が国内移行した情報及びそれに関係する情報を指定官庁及び選択官庁が国際事務局に提供している場合には、それらの情報は上記のインターネットアドレスから入手可能です (詳細は PCT ニュースレター 2006 年 10 月号の実務アドバイス参照)。

上記実務アドバイスの発行以後、パテントスコープで国内移行情報を参照可能な国のリストに以下の国が加わりました。

- 南アフリカ
- スウェーデン
- アメリカ合衆国

新たな国が国内移行情報の提供を始めた時期に関する最新情報を含む、参照可能な国のリストは以下のアドレスで確認できます。

[www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp](http://www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp)

これに加えて、国内移行情報には米国特許商標庁及び中華人民共和国国家知的所有権庁のデータベースへのインターネットハイパーリンクが張ってあります。この機能によって、翻訳や権利情報を含む出願の国内手続の情報をすばやく容易に参照可能です。

#### 2. PCT 出願のフルテキストについて

パテントスコープの検索サービスにおいて、公開された国際出願の明細書及び請求の範囲がテキスト形式で利用可能ですが、それらは文書を自動的に OCR 読み込みすることで作成しています。

したがって、この形式は原本と相違することがありますので、法的な価値を与えることはできません。テキストはパテントスコープの検索サービスにおいて検索を行うために用いられます。

スキャンしたイメージを含む文書の PDF 版のみリーガルテキストとみなすことができます。それらは、公開された国際出願の “Documents” タブをクリックすることで入手可能です。

## PCT-SAFE の更新

2006 年 11 月 24 日付けの PCT-SAFE クライアントソフトウェアの最新版 (3.51.015.190) が以下の PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロードできます。

[www.wipo.int/pct-safe/en/support/download\\_client.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/download_client.htm)

詳細な情報は PCT-SAFE ウェブサイトで参照可能です。

[www.wipo.int/pct-safe/en/index.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.htm)

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの中国語版 (3.51.014.189) が以下の PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロードできます。

[www.wipo.int/pct-safe/cn/support/index.html](http://www.wipo.int/pct-safe/cn/support/index.html)

## PCT ニュースレター 2007 年定期購読

2007 年の紙形式の PCT ニュースレターの定期購読料は、2006 年と同じ、通常郵便の場合は 70 スイス・フラン、速達郵便の場合は 81 スイス・フランです。また、PCT ニュースレターのバインダーは通常郵便の場合は 18 スイス・フラン、速達郵便の場合は 21 スイス・フランです。今月号には、2007 年用の定期購読申し込み用紙が付いていますが、既に定期購読者の方は申し込み用紙を返送していただく必要はありません。自動的に継続となりますので、後日、請求書をお送りさせていただきます。ただし、追加で複数部のニュースレターの定期購読を申込み場合（複数部の場合には各部毎に 25% の割引になります。）、又は、バインダーを申込み場合には、申し込み用紙を使用してください。

PCT ニュースレターはパテントスコープの PCT リソースのページで参照可能です。

[www.wipo.int/pct/en/newslett/](http://www.wipo.int/pct/en/newslett/)

## パリ条約

イエメン（国コード：YE）が 2006 年 11 月 15 日に加入書を寄託し、2007 年 2 月 15 日からパリ条約に拘束されることとなります。パリ条約の締約国数は 170 ヶ国となります。

## PCT ガゼット セクション IV

2007 年 1 月から、一般的な PCT に関する情報を含む、PCT ガゼットセクション IV が「オフィシャルノーティス (PCT ガゼット)」(“Official Notices (PCT Gazette)”) と改名されます。現在は英語と仏語で併記されていますが、英語版と仏語版に分けた形で利用可能です。現在、セクション IV はパテントスコープの PCT リソースの以下のページに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/gazette/section\\_iv/index.htm](http://www.wipo.int/pct/en/gazette/section_iv/index.htm)

2007 年 1 月からは、英語と仏語のオフィシャルノーティスを参照できるアドレスがそれぞれ以下ようになります。

[www.wipo.int/pct/en/officialnotices.html](http://www.wipo.int/pct/en/officialnotices.html)

[www.wipo.int/pct/fr/officialnotices.html](http://www.wipo.int/pct/fr/officialnotices.html)

## PCT 最新情報

AM : アルメニア（官庁の名称の通知、所在地、あて名、電話番号、ファクス番号、通信手段、国内移行期限及び国内移行時の保護の種類に関する変更）

BY : ベラルーシ（インターネットアドレス及び料金に関する変更）

CH : スイス（国内手数料の変更）

CZ : チェコ共和国（ブダペスト条約に基づく国際寄託当局の住所変更）

GE : グルジア（官庁の名称、所在地、あて名、電話番号及び e メールアドレスの変更）

IN : インド（通信手段（ファックス）で提出した書類に関する変更、発明者の氏名及びあて名の補充期限、受理官庁／指定官庁の管轄に関する変更）

JP : 日本（国際出願の写しの要求）

日本国特許庁は日本への国内段階への移行に際して国際出願の写しが必要となる条件

を修正しました。新たな条件は新たな脚注として以下のように記載されています。

「国際出願が日本語でされた場合であって、PCT 第 22 条又は 39 条(1)に基づく期間内に PCT 第 20 条の送達が行われなかった場合、又は、PCT 第 23 条(2)に基づく早期の処理のための明示の請求が行われた場合には、PCT 第 19 条及び第 34 条に基づく補正書の写しが要求される。」

(PCT 出願人の手引き、国内段階、概要の更新)

- KR : 大韓民国 (代理人としての行為ができる者、国内手数料の変更、優先権書類の翻訳の要求、及び、優先権書類の翻訳の提出期限に関する変更)
- LC : セントルシア (e メールアドレスの変更)
- MC : モナコ (送付手数料の変更)
- SE : スウェーデン (国内手数料の変更)
- SM : サンマリノ (国際出願の翻訳文の提出期限の変更)
- US : アメリカ合衆国 (代理人として行為ができる者のリストが参照できるインターネットアドレスの変更)
- UZ : ウズベキスタン (インターネットアドレス及び国内手数料の変更)

調査手数料の換算額変更 :

2007 年 1 月 1 日及び 2007 年 2 月 1 日から、米国特許商標庁 (USPTO) の一部の通貨に対する調査手数料の換算額が変更になります。

#### 国際事務局の閉庁日

2007 年における国際事務局の閉庁日は、全ての土日に加えて、1 月 1 日及び 2 日、4 月 6 日及び 9 日、5 月 17 日及び 28 日、9 月 6 日、12 月 20 日、25 日及び 26 日になります。

その他の官庁の 2007 年における閉庁日は以下のアドレスで参照できます。

[www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm](http://www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm)

#### インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- PCT in the News  
WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事 ([www.wipo.int/pct/en/news/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html))  
WIPO マガジン最新号全文 ([www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/index.html](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html))
- RSS フィードに次の URL を登録することでパテントスコープの更新情報を入手できます。  
(<http://www.wipo.int/rss/index.jsp?col=newsdocs&cat=patents&source=news-patentscope&display=6>)

#### RO/IB に対するユーザ調査の結果

RO/IB に対するユーザ調査の結果概要。

なお、RO/IB への国際出願に関するご質問は以下のご連絡先にお問合せください。

電話番号 : (41-22)338 92 22

ファクス番号 : (41-22) 910 06 10

e-mail : [ro.ib@wipo.int](mailto:ro.ib@wipo.int)

#### 実務アドバイス (PCT-EASY zip ファイルの願書を用いた RO/US への完全な PCT 電子出願)

Q: 受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) に EFS-Web を用いた完全な PCT 電子出願を行うつもりですが、PCT-EASY zip ファイル の願書を出願することで 155 US ドルの減額を受けたいと思っています。PCT-EASY zip ファイルの作成の仕方と、願書への署名の仕方を教えてください。

A: 最初に、2006 年 11 月 24 日版の PCT-SAFE ソフトウェアをインストールする必要があります。以下のアドレスからダウンロードすることが可能です。

[www.wipo.int/pct-safe/en/support/download\\_client.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/download_client.htm)

このソフトウェアは通常の PCT-EASY の出願（PCT-EASY ディスケットと紙形式の出願）が作成出来ると共に、RO/US に完全な電子形式の出願をするために PCT-EASY zip ファイルを作成することができます。まず、通常の PCT-EASY の出願を行う時と同じように願書を作成します。そして、“Contents” ページにおいて、“EFS-Web” のチェックボックスをチェックします。このことによって、願書に必要な電子署名を行うための特別機能が付随する“Annotate” ページに移ります。紙形式のインクの署名に置換わる電子署名はスラッシュ(/)で挟まれた英数字の文字列を使います。例えば以下ようになります。

/John Doe/

米国特許商標庁への登録弁護士・代理人（a registered practitioner）が出願人の法定代理人となり、その法定代理人が署名者となる場合には、米国の要件と適合させるために、弁護士・代理人の登録番号をスラッシュで挟んで記載します。例えば以下ようになります。

/John Doe, Reg. No. 999999/

“Names” ページになると、署名者の名前は電子署名の下に自動的に印刷されます。発明者である旨の申立てに関する電子署名も出願時に願書の一部として提出する場合には可能です。紙で出願しない場合であっても、出願の各頁数が願書の記載事項として含まれます。願書の記載事項を記載し終わったならば、“ready for submission” として願書を保存することが必要です。この手順は、願書を印刷しないことを除けば、PCT-EASY で出願する場合と同様です。“Ready to submit” フォルダから、ディスクに保存するよりはパソコンのフォルダに US-PCT-EASY 出願を保存します。フォルダに保存されたファイルは PCT-EASY zip ファイルと PCT-EASY log ファイルになります。他の出願書類と一緒に EFS-Web システムにアップロードすることが必要なのは zip ファイルの方です。

RO/US への完全な電子出願を行うことに関する、PCT-SAFE における PCT-EASY モードの使い方の情報は、下記アドレスにある“Preparing the PCT-EASY .zip for fully electronic filing with RO/US using EFS-Web” を参照ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/support/guides/doc/us\\_e\\_easy.doc](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/guides/doc/us_e_easy.doc)

又は、PCT-SAFE ヘルプデスクまで e メールをお送りください。

[pctsafe.help@wipo.int](mailto:pctsafe.help@wipo.int)

RO/US への完全な電子出願又は EFS-Web の情報は、米国特許商標庁の EFS-Web サポートに e メール（[EBC@uspto.gov](mailto:EBC@uspto.gov)）又はフリーダイヤル（866 217 91 97）でお尋ねください。

PCT-SAFE ソフトウェアを用いた国際出願に関する一般的な情報は以下のアドレスをご参照ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/support/user\\_documentation.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm)

#### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT ニュースレターの年間購読の申込み用紙